

資料 3

BSEに関するOIE（国際獣疫事務局）での議論について

（農林水産省説明資料）

1 SRMの範囲（腸について）

（1）1998年OIEサポーティングドキュメント

BSE感染牛の脳(100g)を4ヶ月齢の牛に経口感染させ、6ヶ月齢（2ヶ月後）に殺処分した牛では、全ての臓器から感染性が確認されなかったが、10,14,18,22ヶ月齢（6,10,14,18ヵ月後）でと殺した牛では、回腸遠位部に感染性が確認された。

（2）BSEアドホックグループ会合（2003年9月22日～24日）

BSEに関する感染性の最近の見解が Dr. D マシューによって示され、現行コードの見直しの参考として用いられた。

全ての年齢の牛由来の扁桃と腸は、貿易に関し安全ではないものと考えられる一方、胸腺と脾臓は安全と考えられる。

（3）BSEアドホックグループ会合（2004年4月15日、16日）

腸全体にリンパ組織が存在するという理由から、中リスク及び高リスクの国又は地域における全ての牛から扁桃と腸を除去するという従前の提案を変更するに足るだけの新たなデータがあるとは考えられなかった。

（4）日本のコメント（SRM部分抜粋）

腸管全体を特定危険部位とする改正についてのOIE事務局の説明は、

- ① すでにBSEの感染性が確認されている回腸遠位部をその他の部位から、と畜場において明確に分離することは困難であること
- ② 回腸遠位部以外の腸管においても、感染性を有するかもしれないリンパ組織や神経組織が含まれるかもしれないこと（ただし、これまでの実験では感染性は確認されていない。）

を理由としている。

しかしながら、第一に、脊柱から分離することがほとんど不可能に近い背根神経節と異なり、回腸遠位部は、すでに確立された手続さえ従えば、腸管の他の部位から明確に分離することが可能である。

第二に、日本で、自然感染牛のいくつかの部位について、ウェスタンブロットによる異常プリオンたん白の蓄積を調べたところ、回腸遠位部には異常プリオンたん白の蓄積が確認されたが、回腸遠位部以外の腸管のその他の部分には、異常プリオンたん白の蓄積を確認することはできなかった。

これらの事実は、回腸遠位部以外の腸を危険部位であると断定することの反証となる。

このため、輸出国によって回腸遠位部が適切に分離されることが証明された腸管の他の部分については、特定危険部位から除外すべきである。

(5) 第72回OIE総会レポート（抜粋）

国際委員会は、日本、韓国、シンガポール、カンボジア、タイ、台湾を除き、提案された変更とともに第 2.3.13.19 条の採択を支持した。日本の代表は、その懸念にアドホック会合が取り組むよう要請した。議長は、それらの懸念が検討されるべきであることに留意した。

2 カテゴリーの見直しについて

別紙資料

BSEカテゴリーの簡素化の考え方

(2005年OIE総会で検討予定)

